

兵庫県「開発許可制度」における系統用蓄電池の取扱い※1

計画している系統用蓄電池は、電気事業法第2条第1項第16号に掲げる電気事業のうち、どの事業の用に供する電気工作物（同項第18号）に該当するか？

- ・小売電気事業
 - ・特定卸供給事業
 - ・どの電気事業にも該当しない事業
- ・一般送配電事業
 - ・配電事業
 - ・発電事業
 - ・送電事業
 - ・特定送配電事業

都市計画法第29条第1項・第2項の許可、第43条第1項の許可を要さない。（適用除外）

計画している施設は、建築物又は第一種特定工作物に該当するか？

- 建築物
（専用コンテナ※2を複数積み重ねたものを含む。）
- 第一種特定工作物
（建築物に該当しないが、危険物※3を含有するもの）
- 左記以外のもの

開発行為をしようとする計画地（開発区域）の規模等により許可が必要	
計画地が存する区域	許可を要する開発区域の規模等
市街化区域内	1,000㎡以上 ※4
非線引き都市計画区域内	3,000㎡以上
都市計画区域外	10,000㎡以上
市街化調整区域内	建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設（許可基準未整備※5）

- 【留意事項】
- ※1 神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、加古川市、宝塚市、伊丹市、川西市及び三田市の区域を除く。
 - ※2 平成25年3月29日付け国住指第4846号、令和7年4月8日付け国都計第7号 参照
 - ※3 建築基準法施行令第116条第1項の表の危険物品の種類の欄に掲げる危険物（リチウムイオン蓄電池の電解液など）
 - ※4 芦屋市、猪名川町、三木市、高砂市、稲美町、播磨町、福崎町、相生市及び赤穂市は500㎡（一部地域を除く。）
 - ※5 県では、地域の事情等を勘案し、現段階においては、系統用蓄電池等については、市街化調整区域に設置する場合の許可基準を定めていません。